

死亡災害事例

挟まれ 1

事故の型

挟まれ

業種

建築工事業

被災者

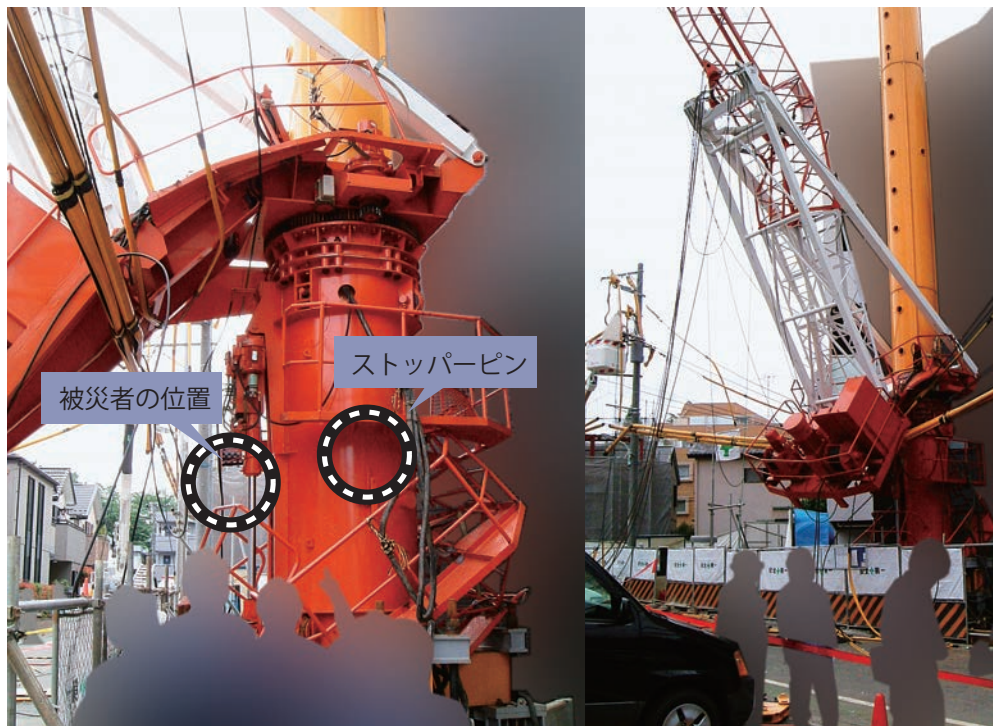
その他の作業員(40代)

経験年数

5年以上10年未満

発生状況

クライミングクレーンの解体作業中、旋回体をポスト(支柱)に沿って下ろす作業をしていたところ、旋回体を固定していたピンが外れ、上部で作業を行っていた2名の労働者とともに旋回体がポストに沿って地上まで落下した。(平成21年6月)



原因と対策

(原因)

・本件災害はクライミングクレーンの旋回体をポストに固定するため、上下2本のピンを抜き差しすることにより、順次、下降させる作業中に発生したものであるが、ピンの操作の過程でいずれか一方がポスト部分に十分に挿入されない状態のまま、他方のピンが抜けてしまう機構となっていた。

(対策)

・解体作業に当たっては、クレーン等安全規則第33条に基づく作業指揮者を選任するとともに、解体時におけるピンの挿入状態を目視等にて確認することが必要であるが、目視では挿入されているように見えても、途中までしか挿入しておらず、その結果、固定が十分になされていない状況も想定されることから、クレーン設置者においては、クレーンメーカーと事前協議により、解体対象となるクレーンの昇降の機構や安全性についてあらかじめ確認し、これに基づく作業手順や目視等の実施基準による作業を徹底すること。